

# よくわかる! 裁判員制度Q&A

## いよいよ5月21日から、裁判員制度が始まりました

裁判員候補者名簿に登録された方には、すでに「通知書」が届いていることと思います。  
実際の裁判員裁判は早くも7月頃から始まることになります。

個々の事件に参加していただく裁判員を選ぶためにお送りする「選任手続期日のお知らせ」は選任手続期日の6週間前までに発送しますので、このお知らせが最も早く届くのは、6月中旬になると見込まれます。

ただ、「裁判ってどんなふうに進んでいくんだろう・・・」と思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そこで、今回は裁判員裁判の法廷で行われる「審理」についてお伝えします。

**Q** 裁判はどのような流れで進むのですか？



**A** 裁判員裁判は次のように進んでいきます。

### 冒頭手続（法廷）

- ・被告人の確認（人定質問）
- ・検察官が起訴状を朗読する
- ・被告人と弁護人から起訴状に対する言い分を聞く（意見陳述）



### 審理（法廷）

1. 証人調べ手続
  - ・検察官・弁護人が庭前により証明しようとする事実を説明（冒頭陳述）
  - ・検察官や弁護人が提出した証拠などの物や書類を照査し、証人や被告人に対する質問を行う（証人調べ）
2. 弁論手続
  - ・検察官が事実関係や法的問題などの意見を述べる（検察）
  - ・検察官が被告人に与えるべきと考える刑を述べる（求刑）
  - ・弁護人が事実関係や法的問題などの意見を述べる（弁護）
  - ・被告人が意見を述べる（最終陳述）



### 評議（評議室）

裁判員と裁判官が話し合い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするか決める。



### 判決手続（法廷）

裁判官が評議の結果に基づき、被告人に判決を言い渡す。



みなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに、みなさんの感覚が反映されるとともに、司法に対するみなさんの理解がより深まり、信頼が高まることが期待されています。

よりよい司法の実現に向けて、裁判員制度への一層のご理解とご協力をお願いいたします。

裁判員制度についての情報は、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) にも掲載されています。